

# 仕様書

- 1 名 称 東部地域街区公園等遊具保守点検業務委託
- 2 場 所 秋田市仁別字マンタラメ地内ほか
- 3 期 間 令和8年4月1日から令和8年7月31日まで
- 4 目 的 本業務は、公園内にある遊具について、必要な専門的知識および技術を有する点検技術者による点検を行い、劣化、破損等の早期発見に努め、利用者の事故を未然に防止することを目的とする。
- 5 業務内容
- (1) 点検は、(一社)日本公園施設業協会による「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に沿って実施し、点検内容を所定の報告書に具体的に記入すること。また、点検における現場管理および担当者と打ち合わせを行う者(以下「管理技術者」)は、公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士(※1)とし、現場における点検者(以下「担当技術者」)は、公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士、もしくは、公園施設製品整備技士又は公園施設点検技士(※2)とする。
- また、技術員(※3)は、担当技術者の指示に従って作業を行うものとする。
- (2) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。
- (3) 点検時は、ハンマー等を使用して遊具の破損や耐久の度合い、つなぎのゆるみ等、固定部、可動部および全てが支障なく安全な状態か、また、支柱地際部を掘り返して腐食状況などを確認すること。なお、グリスアップは、適宜、実施すること。
- (4) 点検を実施した遊具は、「点検済」のシールを貼ること。なお、シールについては、担当者と協議の上、作成すること。
- (5) 別紙「調査箇所一覧表」および「調査対象遊具数量表」に記載された箇所の遊具について点検を実施すること。なお、実施時期は、別紙「業務実施時期一覧表」のとおりとする。
- (6) 点検者は、公園施設点検技士・公園施設点検管理士・公園施設製品整備技士・公園施設製品安全管理士の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

## 6 業務完了報告

- (1) 点検内容は、別紙「公園遊具保守点検結果報告書」に記載された項目（劣化破損、塗装、構造材質、安全領域、周辺ハザード、禁止処置など）を担当課が指定したデータベースに入力し、点検結果として提出すること。
- (2) 公園遊具保守点検結果報告書は、公園別に見出しを付けて提出すること。
- (3) 写真撮影については、デジタルカメラを使用し、縦横比4:3の解像度、1600×1200ピクセル以上のJPEGデータとする。また、担当課が指示するファイル名を設定した電子データと破損部等をまとめた写真帳を提出すること。
- (4) 業務完了後は、下記成果品等を速やかに提出すること。
  - ア 業務完了報告書
  - イ 公園遊具保守点検結果報告書
  - ウ 破損部等をまとめた写真帳
  - エ 点検結果データベースおよび写真の電子データ（CD-R等）

## 7 その他の

- (1) 業務実施に当たり、利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 業務は、関係法令、条例および指導に基づいて実施すること。
- (3) 点検作業中、公園内で遊具を含む公園施設の破損など事故につながる危険性が確認された場合は、早急に担当者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置を講ずること。また、併せて状況写真を撮影の上、報告すること。
- (4) その他の必要な事項は、担当者と協議すること。

### ※1 公園施設製品安全管理士・公園施設点検管理士

公園施設について実務経験11年以上、そのうち管理業務3年以上の経験を有している者で、公園施設製品安全管理士・公園施設点検管理士の講習を終了し認定試験に合格した者。

### ※2 公園施設製品整備技士・公園施設点検技士

公園施設について実務経験5年以上の実務経験があり、公園施設製品整備技士・公園施設点検技士の講習を終了し認定試験に合格した者。

### ※3 技術員

上記担当技術者の指示に従って作業を行う能力を有する者。

## 調査対象遊具数量表

区分	種別	数量(基)	
遊具点検(A)	1 鉄棒	59	150
	2 安全柵(ブランコ)	43	
	3 シーソー	16	
	4 置物遊具	9	
	5 その他遊具	9	
	6 健康遊具	0	
	7 太鼓梯子	5	
	8 スプリング遊具	4	
	9 クライミング遊具	0	
	10 雲梯	5	
	11 つきやま	0	
遊具点検(B)	12 滑り台	67	140
	13 2連ブランコ	64	
	14 ジャングルジム	8	
	15 単連ブランコ	1	
遊具点検(C)	16 4連ブランコ	8	8
複合遊具点検(小)	17 複合遊具(小)	13	13
合計			311

## 業務実施時期一覧表

業務内容	4月	5月	6月	7月
事前打ち合わせ	■			
遊具点検作業		■	■	
資料作成	■	■	■	■

黒ラインの期間内に上記業務を実施すること。

上記業務およびその他業務の実施日については、担当者と協議すること。

## 調査箇所一覧表

No	公園No	公園名	位置
1	61	太平山リゾート公園	仁別字マンタラメ213
2	147	添川字添川	添川字添川
3	165	濁川家ノ前第二児童遊園地	濁川字家ノ前107
4	166	添川地ノ内第一児童遊園地	添川字地ノ内56-4ほか
5	167	添川地ノ内第二児童遊園地	添川字地ノ内120-2ほか
6	168	添川地ノ内第三児童遊園地	添川字地ノ内74-9
7	192	あさひかわ第一街区公園	濁川字三升作1-63、濁川字後田65-48
8	194	添川境内川原第三児童遊園地	添川字境内川原60-40
9	197	添川境内川原第一児童遊園地	添川字境内川原20-7ほか
10	199	古城苑第一街区公園	添川字境内川原49-18、48-7、268
11	225	旭川街区公園	旭川清澄町5-20
12	228	新藤田西町第三児童遊園地	旭川新藤田西町78-3
13	231	めじろ台児童遊園地	新藤田字治郎沢28-73ほか
14	233	太平字八田(保食神社)	太平八田字八田
15	234	太平字上八田(上八田公民館となり)	太平八田字上八田
16	250	新藤田岱ノ下児童遊園地	旭川南町30-18
17	279	泉馬場第一児童遊園地	泉馬場189-43
18	280	手形山第一街区公園	手形山北町2-33
19	281	手形山中町児童遊園地	手形山中町10-196
20	283	広面二階堤児童遊園地	広面字二階堤129-8
21	284	広面二階堤第二児童遊園地	広面字堤敷5-27
22	285	手形山東町児童遊園地	手形山東町1-56ほか
23	287	柳田街区公園	柳田字境田41-23
24	288	柳田川崎第一児童遊園地	柳田字川崎142
25	289	柳田川崎第二児童遊園地	柳田字川崎227
26	290	太平字宮田表(愛宕神社となり)	太平目長崎字宮田表
27	291	太平字下館(若宮八幡神社となり)	太平中関字下館
28	292	太平中関(寺中公民館となり)	太平中関字寺中
29	310	泉馬場第二児童遊園地	泉馬場421-7ほか
30	311	手形田中児童遊園地	手形田中243-1

## 調査箇所一覧表

31	312	手形街区公園	手形住吉町2-18
32	314	広面近藤堰添児童遊園地	広面字近藤堰添42-5
33	317	広面堤敷児童遊園地	広面字堤敷60-5ほか
34	319	広面川崎街区公園	広面字川崎21-2
35	320	広面川崎児童遊園地	広面字川崎31-16
36	321	広面谷内佐渡児童遊園地	広面字谷内佐渡294
37	322	下北手松崎第一児童遊園地	下北手松崎字大巻26-201
38	323	下北手大巻児童遊園地	下北手松崎字大巻144-3
39	335	手形山崎町児童遊園地	手形山崎町302-3
40	337	広面釣瓶町児童遊園地	広面字釣瓶町66-63
41	340	広面釣瓶町街区公園	広面字釣瓶町176-2
42	341	広面街区公園	下北手松崎字家ノ前97-1
43	342	下北手松崎字家ノ前(白山神社となり)	下北手松崎字家ノ前
44	343	松崎街区公園	下北手松崎字碇り31-27
45	344	下北手寒川字寒川(公民館となり)	下北手寒川字寒川
46	345	太平山谷字野田(野田町内公民館となり)	太平山谷字野田
47	347	太平山谷字貝ノ沢	太平山谷字貝ノ沢
48	362	広面高田街区公園	東通三丁目4-1
49	364	広面樋ノ口第一児童遊園地	広面字樋ノ口87-7
50	366	広面樋ノ口第三児童遊園地	広面字樋ノ口44-2ほか
51	367	広面近隣公園	広面字碇1-11
52	382	拠点第一街区公園	東通仲町16
53	383	手形中谷地街区公園	東通一丁目14-8
54	384	広面野添街区公園	東通六丁目8-1
55	385	広面谷地眼街区公園	東通二丁目6-1
56	386	広面鬼頭街区公園	東通五丁目9-5
57	387	広面小沼街区公園	東通四丁目3-21
58	388	広面長沼街区公園	広面字長沼7-52
59	390	広面樋ノ上児童遊園地	広面字樋ノ上283ほか
60	392	下北手柳館字前田面(下北手地区コミュニティセンターとなり)	下北手柳館字前田面
61	406	檜山明田街区公園	東通館ノ越7-1

## 調査箇所一覧表

62	407	広面鬼頭児童遊園地	広面字鬼頭117-1ほか
63	408	広面鬼頭第二街区公園	広面字鬼頭34-5
64	411	横森五丁目第二児童遊園地	横森五丁目66-3ほか
65	412	長面第二街区公園	横森五丁目24-30
66	416	桜一丁目第三児童遊園地	桜一丁目212-3
67	419	長面第一街区公園	横森五丁目13-16
68	422	桜第三街区公園	桜二丁目21-1
69	424	桜三丁目児童遊園地	桜三丁目145-44
70	426	桜第六街区公園	桜四丁目7-3
71	427	桜台ワンパーク	桜台三丁目5-4
72	429	桜台中央公園	桜台二丁目5-11
73	430	桜台ザウルスパーク	桜台一丁目11-1
74	431	桜台ひだまり公園	桜台一丁目18-5
75	458	横森一丁目児童遊園地	横森一丁目57-7
76	459	横森二丁目24(横森二丁目公民館となり)	横森二丁目24
77	460	横森三丁目1(横森三丁目公民館となり)	横森三丁目1
78	461	横森三丁目第二児童遊園地	横森三丁目6-7
79	462	横森二丁目第二児童遊園地	横森二丁目109-3
80	464	桜第一街区公園	横森三丁目3-1
81	465	桜第二緑地	横森四丁目14-1
82	467	桜第四街区公園	桜二丁目8-4
83	468	桜第五街区公園	桜二丁目28-1
84	470	桜第二街区公園	横森四丁目12-2
85	471	桜ガ丘第一児童遊園地	桜ガ丘一丁目8-1
86	472	桜真美ヶ沢児童遊園地	桜四丁目409
87	473	桜第七街区公園	桜四丁目23-27
88	474	桜ガ丘第一街区公園(旧桜ガ丘第二児童遊園地)	桜ガ丘二丁目1-11
89	475	桜ガ丘東団地みはらし公園	桜ガ丘五丁目4-8
90	476	桜ガ丘東団地さんかく公園	桜ガ丘五丁目8-12
91	477	下北手宝川字堂ヶ下(保食神社)	下北手宝川字堂ヶ下
92	525	横森二丁目第四児童遊園地	横森二丁目144-16

## 調査箇所一覧表

93	528	桜ガ丘第二街区公園(旧桜ガ丘第四児童遊園地)	桜ガ丘三丁目4
94	529	桜ガ丘第三児童遊園地	桜ガ丘三丁目6-3
95	530	大平台四丁目街区公園(旧大平台四丁目公園(4号)	大平台四丁目5-24
96	531	大平台2号公園(はるにれ)	大平台一丁目10-5
97	533	大平台もみの木公園(旧大平台3号公園(もみのき)	秋田市大平台一丁目14-6
98	532	大平台1号公園(やまぼうし)	大平台三丁目12-6
99	619	太平中閔(堀内公民館)	太平中閔
100	830	下北手袖ノ沢第二児童遊園地	下北手桜字袖ノ沢121-4
101	915	手形新栄町街区公園	手形新栄町